

## 三沢市パブリックコメント制度の流れ

市の基本的な政策等の案を策定

### 【市の基本的な政策等】

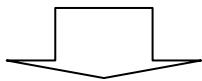
- (1) 市の基本的な政策を定める計画、各行政分野における施策の基本方針  
その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの



政策等の案及びその資料を広く公表し、これに対する市民等からの意見を募集

### 【公表の方法】

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (2) インターネットを利用した閲覧等の方法



市民等が意見等を提出（提出期間は30日程度を目安とする。）

### 【提出の方法】

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法



提出された意見等を考慮し、意思決定

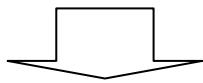
実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。



## **策定された政策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表**

実施機関は、前項の規定により施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 施策等の案等を修正した場合における当該修正内容



## **市の基本的な施策等の実施**

(ただし、条例等の議会の議決を要するものは議会に提出)